

## 松江市建設工事の入札指標価格の事前公表の試行に関する事務処理要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、松江市が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る入札・契約手続の透明性と円滑化の一層の向上を図るため、入札時の指標となる価格（以下「指標価格」という。）の事前公表の試行に関する事務について、必要な事項を定めるものとする。

### (公表の対象工事)

第2条 原則としてすべての工事を対象とする。ただし、地方自治法施行令第167条の2の規定により随意契約によることとした場合等、公表することが適当でないと認められる工事を除く。

### (公表の内容)

第3条 事前公表を行う入札指標価格は、予定価格から最低制限価格又は調査基準価格までの間で別途算出する価格とし、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額とする。

### (公表の時期)

第4条 公表は、次の各号に掲げる時期に行うものとする。

- 一 一般競争入札にあつては、入札の公告をしたとき
- 二 通常の指名競争入札にあつては、指名通知をしたとき

### (公表の方法)

第5条 公表は、入札情報サービス（PPI）により行うものとする。

### (予定価格等の公表時期)

第6条 予定価格、調査基準価格及び最低制限価格は事後公表とする。

### 附 則

この要領は、令和5年6月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。